

会 議 録

承認									
会 長	昼馬委員	丸毛委員							
8/31	9/5	9/7							
《開催日時・場所》			令和4年8月9日（火曜日）14：00～16：00 岸和田市役所新館4階 第一委員会室						
《名 称》 令和4年度 第2回岸和田市都市計画審議会									
《出席者》									
（審議会委員出欠状況）									
赤坂	石田	伊勢	大原	奥（忠）	奥（康）	笹倉	下村	白出	田中
○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
谷	堂本	所	永壁	馬場	久	昼馬	松井	丸毛	雪本
○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○
（委員20名中、19名出席 ※報告事項3から出席）									
事務局：幹 事：松下まちづくり推進部長、山田都市計画課長、貝口企画課長、生嶋建設指導課長 書 記：都市計画課：藤井、笹島、奥、畑谷、中平 関係課：建設指導課：成子 市街地整備課：秦、小竹、井下									
《傍聴者》 0名									
《概 要》									
■諮問事項									
【第1号議案】南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（岸和田市決定）									
■報告事項（令和4年度諮問予定案件）									
1. 岸和田市都市計画マスタープランの改定について 2. 岸之浦地区における都市計画変更について 3. 岸和田旧港地区 地区計画の変更について 4. 特別業務地区（第1種）の変更について									
■その他									
1. 山直北地区のまちづくりについて 2. 次回の都市計画審議会の公開・非公開について									
《内 容》									
■岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について									
（久会長） ・令和4年度第2回都市計画審議会の会議録承認者として昼馬委員と丸毛委員の2名を指名。									
■諮問事項									
【第1号議案】南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（岸和田市決定）									
第1号議案について、都市計画課より説明。									
【質疑の概要】									
（久会長） ・本案件については前任期から時間をかけて議論をしてきたが、本日は最終的な諮問・									

答申となる。

・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。

(笹倉委員) ・都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧結果について、縦覧者 0 名、意見書 0 通とあるが、実際はどういったことが詳しく聞きたい。

(都市計画課藤井参事) ・市役所都市計画課に案を備え付けており、そこに見に来られた方が 0 名ということ。
・縦覧期間中も、令和 4 年 2 月に開催した説明会資料等を引き続きホームページへ掲載しており、ご覧いただける状態としていた。

(笹倉委員) ・案を見に来られた方がいなく、意見も何もなかったということか。

(都市計画課藤井参事) ・都市計画法に基づく手続きとして、案の縦覧、意見書の提出の機会があるので、その結果を報告させていただいた。

(久会長) ・その他、意見等がないようなので、ここで審議を終了し、意見を取りまとめ答申とする。

・原案のとおり同意するという事でよろしいか。

(笹倉委員) ・私のところ宅建協会は反対なので、全会一致ではないと記録いただきたい。

(久会長) ・承知した。

・それでは答申(案)のとおり答申することに決定してよろしいか。

(その他各委員) ・異議なし。

【答 申】

第 1 号議案について、原案のとおり同意する。(答申時点出席委員：18 名中、反対：1 名)

■報告事項(令和 4 年度諮問予定案件)

1. 岸和田市都市計画マスタープランの改定について

岸和田市都市計画マスタープランの改定について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

(久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。

(永墅委員) ・現行の総合計画将来構想では基本フレームについて記載されており、将来人口の予測や税収等の項目があるが、都市計画マスタープランの改定にあたっては、この基本フレームも見直されるのか。

(都市計画課藤井参事) ・今回の都市計画マスタープランの改定と、次期総合計画の策定を連携して取り組んでいる。

・総合計画の中では人口推計等も行っており、それを踏まえて都市計画マスタープランの改定を進めている。

・参考資料として、次回審議会で総合計画基本構想(案)を配布させていただく。

(久会長) ・全体的なことは総合計画で記載し、都市計画マスタープランは、その中から基盤整備や都市計画の部分を抜き出して記載をしている。

・永墅委員のご意見にあるような基本的な部分についても、現在、総合計画審議会で議論しているところである。

・総合計画と都市計画マスタープランは互いに関係しているので、次回審議会で両方を見ていただけるように私からもお願いしておく。

(下村副会長) ・全体を通して、図にタイトルがない。

・いくつかの項目を集約している図もあるので、何を示している図なのか、タイトルがある方がいいのではないか。

・資料 2-1、15 ページの図の凡例について、「都市型産業拠点」の中に「生活拠点」が

あるが、生活拠点も産業拠点と位置付けているということか。

・産業以外の機能も含まれているように見受けられるので、例えば都市型拠点など、そういった表記の方が良いのではないか。

(都市計画課藤井参事) ・ご意見のとおり、都市型産業拠点の中には居住機能も含んでいるので、表現について精査したい。

(松井委員) ・環境分野から、資料 2-1、23 ページ「環境にやさしい、みどり豊かなまちづくり」について情報提供させていただく。

・現在、地球環境問題については、気候変動対策と生物多様性の保全の大きく 2 本柱となっている。

・1 つ目の気候変動対策については、2030 年に炭素半減、2050 年にカーボンニュートラルを目標としており、こちらについては 1 段落目に記載されている。

・2 つ目の生物多様性の保全については、2030 年までに生物多様性の損失を逆転し回復基調にのせ、2050 年までに多様性を増やすということを目指しており、ネイチャーポジティブという言葉が世界的にも話題になっている。

・これについて、4 段落目の記載がこれにあたるため、都市計画マスタープランにも「ネイチャーポジティブ」という表現を一言入れてはどうか。

・今年 12 月にモントリオールで生物多様性条約の第 15 回締約国会議が開かれるが、陸域と海域の 30%以上を保護区に設定するという国際同意が取られるようなので、現段階で少し考えておいても良いのではないか。

(下村副会長) ・資料 2-1、2 ページで都市計画マスタープランの位置付けが図示されており、総合計画基本構想を受けて都市計画マスタープランが策定されていることは非常によく理解できるが、他の関連分野との関係が分かりにくい。

・例えば地域防災計画やみどりの基本計画、公共交通計画など、関連分野のマスタープランとの横のつながりがあって、その中で都市計画マスタープランが担う範囲が分かるようなイメージ図の方が良いのではないか。

・他の計画との関係が無視され、都市計画マスタープランがその中のメインの計画のようになってしまう。

(久会長) ・2 ページ下部に、「2) 上位計画との関係」、3 ページ上部に「3) 具体的な都市計画等との関係」の項目があるが、その間に都市計画関連の分野別マスタープランがあるので、その関係性を明記しておく方が良いのではないかというご指摘かと考える。

・図にするならば、2 ページの図に入れると情報量が多くなるので、別途図を作成する方が良いかもしれないので、事務局で検討いただきたい。

・本日のご意見を踏まえて事務局で改定作業を続けていただき、また次回の審議会で議論させていただきたい。

・内容も多くなるので、読み込む時間を取れるように、少し早めに資料を送付いただけるよう事務局へお願いする。

2. 岸之浦地区における都市計画変更について

岸之浦地区における都市計画変更について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

(久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。

(永壁委員) ・この都市計画変更の狙いは何か。

(都市計画課藤井参事) ・現在、阪南 2 区の埋め立て事業を進めており、埋立てが完了したところについては、

大阪府が公募を行い企業へ売却することとなる。

- ・公募を行うにあたり、大阪府の港湾計画で位置付けた土地利用計画や、岸和田市が目指す産業拠点の目的にあった土地利用がされるように、必要な制限をかけるということが目的である。

(久会長) ・埋立地であるため、まずは土地をつくり、出来上がった土地を活用していくにあたり、前もって計画を作るということである。

(永埜委員) ・堺市などでは埋立地に物流施設を誘致しているが、同じような考えか。

(都市計画課藤井参事) ・そうである。
・今回都市計画変更を行う場所も、倉庫業などを予定している。

(久会長) ・最低敷地面積が 5000 m²とかなり大きいので、公募で手があがるのはおそらく物流倉庫くらいではないか。
・逆に、そういった施設をちゃんと誘致しようとする、敷地が分割できないようにしておく方が良いという考えと理解できる。

(下村副会長) ・地区計画で緑化率の規定があるが、工場立地法の緑化率の規定は適用されないということか。
・今回、最低敷地面積が 5000 m²で緑化率が 10%となっているが、工場立地法と比べると緑化率 10%は少なくないか。

(都市計画課藤井参事) ・岸之浦地区では、資料 3 に記載している港湾計画の土地利用計画で、緑色に着色しているところを緑地として整備する予定としている。
・工場立地法の緑化規定については、それらを含めた岸之浦地区全体で緑化率 20%を確保するという考え方である。

(換気のため 5 分休憩)

3. 岸和田旧港地区 地区計画の変更について

岸和田旧港地区 地区計画の変更について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

(久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。

(各委員) ・意見なし。

4. 特別業務地区（第 1 種）の変更について

特別業務地区（第 1 種）の変更について、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

(久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。

(下村副会長) ・報告事項 3 の岸和田旧港地区にも関係するが、市がサウンディング調査をして、それを基に建築物の用途制限やゾーニングを決めたもので、実現不可能なプランではなく、ある程度用途のたったゾーニングということか。

(都市計画課藤井参事) ・市がサウンディング調査を実施したのは岸和田旧港地区で、地区計画の制限を実現可能性のあるものに見直すという視点で実施した。

- ・特別業務地区（第 1 種）の変更については、ここに立地する泉州卸商業団地協同組合において、今後の在り方を検討するにあたり公募をされ、計画を立てているところである。

(久会長) ・土地利用の動向を踏まえて、今回、その部分の特別業務地区（第 1 種）を廃止すると

ということである。

- ・次回以降の審議会で引き続き議論していきたいので願います。

■その他

1. 山直北地区のまちづくりについて

山直北地区のまちづくりについて、市街地整備課より説明。

【質疑の概要】

- (久会長) ・ただいまの内容について、ご質問・ご意見はあるか。
- (昼馬委員) ・私は公共交通協議会の委員もしている。
- ・協議会では、和泉市から道の駅愛彩ランドまでバスが走るが、それだけでなく山直北の中を通る方法や、岸和田市内の駅からのバスを走らせることも考えて欲しいという意見があった。
 - ・本日の説明ではその話が全くなかった。
- (久会長) ・せっかく交通広場ができるので、そこで乗り換えて、いろいろな方面に行けるようにするなど可能性はあると思うが、事務局の考えはいかがか。
- (市街地整備課参事) ・我々としてもこれが最終的な形とは考えていない。
- ・まずは、都市計画道路泉州山手線の整備に合わせて、和泉中央駅からこれからまちづくりが進む山直北地区と、まちびらきが行われたゆめみヶ丘岸和田、道の駅愛彩ランドを通るルートに、路線バスを走らせるものである。
 - ・今後、都市計画道路泉州山手線の整備や沿道まちづくりの進捗に合わせて、おっしゃっていただいたようなバス路線の再編や接続を行い利便性の向上を図るなど、交通政策の方で今後とも改善・改良していきたいと考えている。
- (昼馬委員) ・公共交通協議会でそのような意見があったので、そういう意見があったということも含めて報告いただければ良かったと感じている。
- (久会長) ・交通政策で継続的に検討されるということであるので、今後も山直北地区の報告の中で情報提供いただきたい。
- (大原委員) ・スマートシティの話があったが、本日の報告ではあまりスマートシティに関する説明がなかったように感じる。
- ・私のイメージでは、センサーやカメラ、スマートフォンなど、最新のAI技術を活用して便利になるような都市づくりというイメージだが、将来的に何か考えがあるなら教えていただきたい。
- (市街地整備課参事) ・山直北地区の取り組みについては、大阪スマートシティパートナーズフォーラムの中で、移動がスムーズなまちづくりを目指して大阪府・民間企業と一緒に取り組んでいる。
- ・今回導入を予定している路線バス等のモビリティをうまく繋ぐためには、AIやICTといった新たな技術が必要であり、MaaSといった取り組みなどと合わせて複合的に取り組んでいるところである。
- (久会長) ・大原委員の質問は、暮らし方や働き方といったところにもICTを活用でき、そういうのもスマートシティの一環ではないかということであったが、今回はモビリティを中心に取り組んでいくという理解でいいか。
- (市街地整備課参事) ・そうである。
- ・スマートシティは様々な分野で横断的に取り組みが行われるもので、今回我々が取り組んでいるのは、その中の交通の分野で、移動がスムーズなまちづくりを目指して取

